

届出制手数料に係る手数料

手数料に関しては、求人者から徴収します。求職者の皆さまにつきましては、職業安定法第32条の3第2項の定めにより、一切の手数料は発生しません。

求人者から徴収する手数料について、当社の届出制手数料にかかる手数料表は下記のとおりです。

【届出制手数料に係る手数料表】

1. 求人を受くときの事務費用

- 手数料の額：0円

2. 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】

- 手数料の額：【成功報酬】
 - （期間の定めない雇用契約の紹介の場合）
当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の100%
 - （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）
当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の100%
 - ※ 成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。（手数料負担は、求人者とします）

3. 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】

- 手数料の額：【成功報酬】
 - 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の100%
 - ※ 成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。（手数料負担は、求人者とします）

※上記手数料に消費税は含みません。